

## 習志野市企業局週休2日制適用工事実施要領(土木等工事)

令和 6年 4月 1日施行

令和 7年10月 1日改正

### (目的)

第1条 働き方改革の実現や、職場環境の処遇改善など、建設業の担い手の確保を図る取組として週休2日制を確保する工事を実施するために必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

#### 第2条

##### (1)週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を実施しているものをいう。

##### (2)対象期間

現場着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。

##### (3)現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

##### (4)4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準を達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

##### (5)現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工等を開始する日をいう。

##### (6)現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

### (対象工事)

第3条 適用工事は、習志野市が発注する工事(営繕関係工事は除く)を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

##### (1)現場施工が1週間未満の工事

##### (2)通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

【例】 災害復旧工事、小破修繕工事等

(3)社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

【例】 供用期間が公表され施工条件の制約が厳しい工事等

施工時間や施工期間に制約があると判断される学校の夏休期間中での工事等

(4)前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

(発注方式)

第4条 発注者指定方式(発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式)とする。

(積算方法)

第5条 積算方法は次のとおりとする。

(1)発注時

4週8休達成を前提として、補正係数(別紙1)を各経費等に乗じて積算する。

(2)週休2日対象期間終了時

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、補正分を減額して請負代金額を変更する。

(実施方法)

第6条 実施方法は次のとおりとする。

(1)監督職員は、「工事工程表」等を受注者より受領し、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有すること。

(2)現場着手前に現場着手時及び現場完了日を記載した工事打合せ簿等により、監督職員と対象期間について協議し、現場閉所予定日について確認すること。

(3)受注者は、現場閉所予定日と異なる日に、現場閉所を行う時は、監督職員へ事前に連絡すること。

(4)受注者は、現場閉所予定日に作業を行う場合は、監督職員へ事前に連絡すること。

(5)工事工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。

(6)受注者は、工事報告書と併せて週休2日制適用チェックリスト(別紙2)を監督職員に提出すること。

(工事成績)

第7条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定の減点はない。

(実施の明示)

第8条

(1)発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙3のとおり記載すること。

(2)受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に別紙4のとおり明示すること。

(その他)

第9条 受注者は、この要領に定めのない事項またはこの要領に疑義を生じた事項については監督職員と協議すること。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

## 1. 補正係数

|        | 補正係数   |
|--------|--------|
| 労務費    | 1. 0 2 |
| 共通仮設費率 | 1. 0 1 |
| 現場管理費率 | 1. 0 2 |

## 2. 市場単価方式の補正係数

| No. | 名称                      | 区分    | 補正係数 |
|-----|-------------------------|-------|------|
| 1   | 鉄筋工                     |       | 1.02 |
| 2   | ガス圧接工                   |       | 1.01 |
| 3   | インターロッキングブロック工          | 設置    | 1.01 |
|     |                         | 撤去    | 1.02 |
| 4   | 防護柵設置工（ガードレール）          | 設置    | 1.00 |
|     |                         | 撤去    | 1.02 |
| 5   | 防護柵設置工（ガードパイプ）          | 設置    | 1.00 |
|     |                         | 撤去    | 1.02 |
| 6   | 防護柵設置工（横断・転落防止柵）        | 設置    | 1.02 |
|     |                         | 撤去    | 1.02 |
| 7   | 防護柵設置工（落石防護柵）           |       | 1.01 |
| 8   | 防護柵設置工（落石防止網）           |       | 1.01 |
| 9   | 道路標識設置工                 | 設置    | 1.00 |
|     |                         | 撤去・移設 | 1.01 |
| 10  | 道路付属物設置工                | 設置    | 1.01 |
|     |                         | 撤去    | 1.02 |
| 11  | 法面工                     |       | 1.01 |
| 12  | 吹付砕工                    |       | 1.01 |
| 13  | 鉄筋挿入工（ロックボルト工）          |       | 1.01 |
| 14  | 道路植栽工                   |       | 1.02 |
| 15  | 公園植栽工                   |       | 1.02 |
| 16  | 橋梁用伸縮継手装置設置工            |       | 1.01 |
| 17  | 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工         |       | 1.02 |
| 18  | 橋面防水工                   |       | 1.01 |
| 19  | 薄層カラー舗装工                |       | 1.00 |
| 20  | グルーピング工                 |       | 1.00 |
| 21  | 軟弱地盤処理工                 |       | 1.01 |
| 22  | コンクリート表面処理工（ウォータージェット工） |       | 1.01 |

### 3. 土木工事標準単価の補正係数

| No. | 名称                         | 区分    | 補正係数 |
|-----|----------------------------|-------|------|
| 1   | 区画線工                       |       | 1.02 |
| 2   | 高視認性区画線工                   |       | 1.02 |
| 3   | 橋梁塗装工                      |       | 1.01 |
| 4   | 構造物とりこわし工                  | 機械    | 1.01 |
|     |                            | 人力    | 1.02 |
| 5   | コンクリートブロック積工               |       | 1.02 |
| 6   | 排水構造物工                     |       | 1.02 |
| 7   | 鋼製排水溝設置工                   |       | 1.02 |
| 8   | 表面被覆工（コンクリート保護塗装）          | 固定足場  | 1.01 |
|     |                            | 高所作業車 | 1.01 |
| 9   | 表面含浸工                      | 固定足場  | 1.02 |
|     |                            | 高所作業車 | 1.02 |
| 10  | 連続繊維シート補強工                 | 固定足場  | 1.02 |
|     |                            | 高所作業車 | 1.02 |
| 11  | 剥落防止工（アラミドメッシュ）            | 固定足場  | 1.02 |
|     |                            | 高所作業車 | 1.02 |
| 12  | 漏水対策材設置工                   | 固定足場  | 1.02 |
|     |                            | 高所作業車 | 1.02 |
| 13  | 防草シート設置工                   |       | 1.01 |
| 14  | 紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）  | 固定足場  | 1.01 |
|     |                            | 高所作業車 | 1.01 |
| 15  | 塗膜除去工                      |       | 1.02 |
| 16  | バキュームブラスト工                 |       | 1.01 |
| 17  | 道路反射鏡設置工                   | 設置    | 1.00 |
|     |                            | 撤去    | 1.02 |
| 18  | 仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）         |       | 1.02 |
| 19  | 機械式継手工                     |       | 1.02 |
| 20  | 抵抗板付鋼製杭基礎工                 |       | 1.01 |
| 21  | ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工 |       | 1.01 |
| 22  | FRP製格子状パネル設置工              |       | 1.00 |
| 23  | 侵食防止用植生マット工（養生マット工）        |       | 1.02 |
| 24  | 支承金属溶射工                    |       | 1.02 |
| 25  | 耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工      |       | 1.02 |
| 26  | フレア溶接工                     |       | 1.02 |
| 27  | H型ボラード設置工                  |       | 1.01 |
| 28  | 橋梁用水切り材設置工                 | 固定足場  | 1.02 |
|     |                            | 作業車   | 1.02 |

## 週休 2 日制適用工事 チェックリスト

工事名

受注者

工期

| 月日    | 曜日 | 計画上の<br>閉所日 | 実際の<br>閉所日 | 備考<br>(計画上の閉所日、実際の閉所日に差異がある場合に記載) |
|-------|----|-------------|------------|-----------------------------------|
| 4月1日  | 月  |             |            |                                   |
| 4月2日  | 火  |             |            |                                   |
| 4月3日  | 水  |             |            |                                   |
| 4月4日  | 木  |             |            |                                   |
| 4月5日  | 金  |             |            |                                   |
| 4月6日  | 土  |             |            |                                   |
| 4月7日  | 日  |             |            |                                   |
| 4月8日  | 月  |             |            |                                   |
| 4月9日  | 火  |             |            |                                   |
| 4月10日 | 水  |             |            |                                   |
| 4月11日 | 木  |             |            |                                   |
| 4月12日 | 金  |             |            |                                   |
| 4月13日 | 土  |             |            |                                   |
| 4月14日 | 日  |             |            |                                   |
| 4月15日 | 月  |             |            |                                   |
| 4月16日 | 火  |             |            |                                   |
| 4月17日 | 水  |             |            |                                   |
| 4月18日 | 木  |             |            |                                   |
| 4月19日 | 金  |             |            |                                   |
| 4月20日 | 土  |             |            |                                   |
| 4月21日 | 日  |             |            |                                   |
| 4月22日 | 月  |             |            |                                   |
| 4月23日 | 火  |             |            |                                   |
| 4月24日 | 水  |             |            |                                   |
| 4月25日 | 木  |             |            |                                   |
| 4月26日 | 金  |             |            |                                   |
| 4月27日 | 土  |             |            |                                   |
| 4月28日 | 日  |             |            |                                   |
| 4月29日 | 月  |             |            |                                   |
| 4月30日 | 火  |             |            |                                   |
| —     | —  | —           | —          | —                                 |

|           |    |    |
|-----------|----|----|
| 現場閉所日     |    |    |
| 対象期間      | 30 | 30 |
| 現場閉所率 (%) |    |    |

第〇条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、週休2日制適用工事(発注者指定方式)である。
2. 受注者は、原則週休2日制で施工すること。
3. 週休2日制の実施にあたっては、「習志野市企業局週休2日制適用工事実施要領(土木等工事)」に基づき行うこと。

【工事掲示板】

週休2日制適用工事

この工事は、建設現場の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。

施工体制系図

施工体制台帳